

訪問介護ステーション HIBISU かしわらあねっくす 旧介護予防訪問介護相当サービス事業
運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社 BISCUSS が設置する訪問介護ステーション HIBISU かしわらあねっくす（以下「事業所」という。）において実施する旧介護予防訪問介護相当サービス事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、柏原市介護予防・生活支援サービス事業実施要綱第3条に該当する利用者に対し、旧介護予防訪問介護相当サービス・訪問型サービスAの円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な旧介護予防訪問介護相当サービスの提供を確保することを目的とする。

(旧介護予防訪問介護相当サービス運営の方針)

第2条 事業所が実施する事業は、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うものとする。

- 2 事業の実施に当たっては、旧介護予防訪問介護相当サービスの実施手順に関する具体的方針として、サービス提供の開始に当たり、利用者の心身状況等を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別計画を作成するとともに、個別計画の作成後、個別計画の実施状況の把握（モニタリング）をし、モニタリング結果を第1号介護予防支援事業者等へ報告することとする。
- 3 事業の実施に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者の意思及び人格を尊重しながら、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、第1号介護予防支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 前4項のほか、「柏原市介護予防・日常生活支援総合事業における旧介護予防訪問介護に相当する訪問型サービス事業実施要綱」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業の運営)

第3条 旧介護予防訪問介護相当サービス・訪問型サービスAの提供に当たっては、事業所の訪問介護員従事者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

- 第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- (1) 名 称 訪問介護ステーション HIBISU かしわらあねっくす
 - (2) 所在地 大阪府柏原市田辺二丁目 7 番 100 号-1 階

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名 (常勤1名、サービス提供責任者兼務)

従業者および業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている旧介護予防訪問介護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。

(2) サービス提供責任者 2名 (常勤1名、管理者兼務1名)

- ・個別計画の作成・変更等を行い、利用の申込みに係る調整をすること。
- ・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等第1号介護予防支援事業者等との連携に関すること。
- ・訪問介護員等に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。
- ・訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施すること。

(3) 訪問介護員 9名 (常勤5名、非常勤4名)

ただし、業務の状況により、増員することができるものとする。

訪問介護員は、個別計画に基づき旧介護予防訪問介護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。

(2) 営業時間 午前9時から午後6時までとする。

(3) サービス提供時間 24時間とする。

(4) サービス提供日 年中無休

上記の営業日、営業時間、サービス提供時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(旧介護予防訪問介護相当サービスの内容)

第7条 事業所で行う旧介護予防訪問介護相当サービスの内容は次のとおりとする。

(1) 個別計画の作成

(2) 身体介護に相当する内容

- ①排泄・食事介助
- ②清拭・入浴・身体整容
- ③体位変換
- ④移動・移乗介助、外出介助
- ⑤見守り的援助
- ⑥その他の必要な身体の介護

(3) 生活援助に相当する内容

- ①調理
- ②衣類の洗濯、補修
- ③住居の掃除、整理整頓
- ④生活必需品の買い物
- ⑤その他必要な家事

(旧介護予防訪問介護相当サービスの利用料等)

第8条 旧介護予防訪問介護相当サービスを提供した場合の利用料の額は、「柏原市介護予防・日常生活支援総合事業における旧介護予防訪問介護に相当する訪問型サービス事業実施要綱」(以下「実施要綱」という。)上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、実施要綱によるものとする。

2 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

(1) 実地地域を超えた地点からご自宅まで1kmにつき50円とする。

3 前2項の利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分したもの）について記載した領収書を交付する。

4 サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

5 法定代理受領サービスに該当しない旧介護予防訪問介護相当サービスに係る利用料の支払いを受けたときは、提供した旧介護予防訪問介護相当サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、柏原市の区域とする。

(衛生管理等)

第10条 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

(緊急時等における対応方法)

第11条 訪問介護員等は、旧介護予防訪問介護相当サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 旧介護予防訪問介護相当サービスの提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る第1号介護予防支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 利用者に対する旧介護予防訪問介護相当サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第12条 旧介護予防訪問介護相当サービスの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した旧介護予防訪問介護相当サービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第13条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者でのサービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(秘密の保持)

第14条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 事業者は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(虐待防止に関する事項)

第15条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催
- (2) 虐待の防止のための指針の整備
- (3) 虐待の防止のための従業者に対する研修の実施
- (4) 虐待防止に関する措置の適切な実施のための担当者の選定
- (5) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 事業所は、従業者の資質向上のために次のとおり研修の機会を設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヵ月以内
- (2) 繼続研修 年4回

2 事業所は、旧介護予防訪問介護相当サービスに関する諸記録を整備し、サービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。

- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社 BISCUSS と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 8 月 17 日から施行する。